

令和5年3月 第433回 大野市議会定例会 議案の主な概要

- 議案第2号 令和5年度大野市一般会計予算案
議案第3号 令和5年度大野市国民健康保険事業特別会計予算案
議案第4号 令和5年度大野市和泉診療所事業特別会計予算案
議案第5号 令和5年度大野市後期高齢者医療特別会計予算案
議案第6号 令和5年度大野市介護保険事業特別会計予算案
議案第7号 令和5年度大野市農業集落排水事業特別会計予算案
議案第8号 令和5年度大野市水道事業会計予算案
議案第9号 令和5年度大野市簡易水道事業会計予算案
議案第10号 令和5年度大野市下水道事業会計予算案
議案第11号 令和4年度大野市一般会計補正予算（第10号）案
議案第12号 令和4年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案
議案第13号 令和4年度大野市和泉診療所事業特別会計補正予算（第2号）案
議案第14号 令和4年度大野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第15号 令和4年度大野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案
議案第16号 令和4年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案
議案第17号 令和4年度大野市水道事業会計補正予算（第3号）案
議案第18号 令和4年度大野市簡易水道事業会計補正予算（第3号）案
議案第19号 令和4年度大野市下水道事業会計補正予算（第3号）案
（別紙のとおり）

議案第20号 大野市個人情報の保護に関する法律施行条例案

提案理由：個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関して必要な事項を定めるため

主な内容：

個人情報の保護に関する法律が改正され、同法が直接地方自治体に適用されることとなるため、大野市個人情報保護条例を廃止し（制定条例の附則で廃止）、同法において条例で規定することが義務付けられている事項及び条例で規定することが許容される事項を定める。

施行日：令和5年4月1日

議案第21号 大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例案

提案理由：個人情報の保護に関する法律等の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため

主な内容：

- (1) 大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会の設置根拠、所掌事務及び諮問に係る調査審議の手続の変更
- (2) 大野市附属機関の設置に関する条例の一部改正

施行日：令和5年4月1日

議案第 2 2 号 大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

提案理由：学校運営協議会を設置するに当たり、委員の報酬等の額を定めるため

主な内容：

(1) 委員の日額報酬の設定

会長 3, 500円

委員 3, 000円

(2) 旅費支給額の設定

市長の定める額

施行日：令和5年4月1日

議案第 2 3 号 大野市手数料条例の一部を改正する条例案

提案理由：個人番号（マイナンバー）カードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した証明書等の交付に係る手数料を減額するため

主な内容：令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等の多機能端末機により、各種証明書を交付する場合、交付手数料を100円減額する。

各種証明書	改正後	現行
戸籍事項証明書	350円	450円
戸籍附票の写し	200円	300円
住民票の写し		
印鑑登録証明書		
所得・課税証明書		

施行日：令和5年4月1日

議案第 2 4 号 大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案

提案理由：こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行等に伴い、所要の改正を行うため

主な内容：

(1) 大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

整備法施行に伴う主務大臣の変更

(2) 大野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

ア 家庭的保育事業者等が利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、事業所等での生活等における安全に関する指導や、職員の研修及び訓練等に関する計画の策定を義務化

イ インクルーシブ保育への対応（事業所等に他の社会福祉施設等（児

- 童発達支援等)を併設している場合の設備・人員の共用基準の緩和)
 - ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施の努力義務化
 - エ 利用乳幼児の事業所外での活動等の移動のために自動車を運行する場合、乗降車の際に点呼等による利用乳幼児の所在確認を義務付け
 - オ 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合、ブザーその他の装置を装備し、降車時の所在確認を義務付け
 - カ 家庭的保育事業者等の懲戒権にかかる規定の削除
 - キ 整備法施行に伴う主務大臣の変更
- (3) 大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正
- ア 特定教育・保育施設の管理者の懲戒権にかかる規定の削除
 - イ 整備法施行に伴う主務大臣の変更
 - ウ 整備法施行に伴う引用条項の変更
- (4) 大野市子ども・子育て会議設置条例の一部改正
- 整備法施行に伴う引用条項の変更
- 施行日：令和5年4月1日。ただし、(2)のカ及び(3)のアについては、公布の日

議案第25号 大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

提案理由：国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

主な内容：

- (1) 放課後児童健全育成事業者が利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、事業所等での生活等における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等に関する計画の策定を義務化
- (2) 利用者の事業所外での活動等の移動のために自動車を運行する場合、乗降車の際に点呼等による利用者の所在確認を義務付け
- (3) 放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定と必要な措置を講ずることを努力義務化

施行日：令和5年4月1日

議案第26号 大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

提案理由：健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

主な内容：出産育児一時金の支給額について、現行の408,000円から488,000円に引き上げる。

施行日：令和5年4月1日

議案第 27号 大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案

提案理由：適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始等に伴い、所要の改正を行うため

主な内容：

- (1) 大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
 使用料の消費税及び地方消費税の端数処理方法等について、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴い、同方式との整合を図る。
- (2) 大野市水道給水条例の一部改正
 同上
- (3) 大野市簡易水道等給水条例の一部改正
 同上
- (4) 大野市公共下水道条例の一部改正
 ア 使用料の消費税及び地方消費税の端数処理方法等について、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴い、同方式との整合を図る。
 イ 排水設備指定工事店の指定期間を調整できる規定を整備する。
 ウ 使用者が条例において規定のない特殊な計測器を自ら購入し、使用することを想定した規定を整備する。

施行日：令和5年10月1日。ただし、(4)のイ及びウについては、公布の日

議案第 28号 大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例等の一部を改正する条例案

提案理由：麻那姫湖青少年旅行村等の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うため

主な内容：

- (1) 大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例の一部改正
 旅行村施設の使用料の一部見直し

施設名	単位	区分	金額 (改正後)	金額 (現行)
テントサイト	1張	1泊	2,500円	3,500円
入村料	1台1日	普通車(定員8名まで)	1,000円	600円
		中型車(定員25名まで)	1,500円	1,100円
		大型車(定員26名以上)	2,000円	1,600円

(2) 大野市九頭竜保養の里設置条例の一部改正

ア コテージに係る規定（利用時間、使用料等）を削除

イ フレアール和泉の和・洋室宿泊使用料の見直し

室の区分	利用者の区分	宿泊料 (改正後)	宿泊料 (現行)
和・洋室	大人（中学生以上）	7,000円	5,300円
	小人（小学生）	4,900円	3,200円
	幼児（3歳以上）	2,400円	1,600円

ウ 和洋特別室を特別室へ変更し、宿泊使用料を設定

室の区分	利用者の区分	宿泊料
特別室	大人（中学生以上）	20,000円
	小人（小学生）	14,000円
	幼児（3歳以上）	7,000円

エ フレアール和泉の室等使用料のうち、体験学習室の区分を削除

(3) 大野市国民休養地設置条例の一部改正

ア 国民宿舎パークホテル九頭竜

① 宿泊使用料金（1人当たり）を室ごとに細分化し、設定

室の区分	利用者の区分	宿泊料
和室	大人（中学生以上）	6,000円
	小人（小学生）	4,200円
	幼児（3歳以上）	2,100円
洋室	大人（中学生以上）	9,000円
	小人（小学生）	6,300円
	幼児（3歳以上）	3,100円
恐竜化石客室	大人（中学生以上）	18,000円
	小人（小学生）	10,000円
	幼児（3歳以上）	5,000円

② シーズン料金の加算額を大人900円/人から1,000円/人へ変更

③ 会議室使用料金の項目を削除

イ 森とふれあう交流ステーション

浴室使用料金（1人当たり）を細分化し、設定

区分		入浴料
大人	中学生以上	600円
	中学生以上の身体障害者 手帳等所持者	300円
	65歳以上の大野市民	500円
小人	4歳以上	300円
	4歳以上の身体障害者手 帳等所持者	150円

ウ 野外レクリエーション施設

オートキャンプ場の使用料金の見直し

施設名	区分	単位	金額 (改正後)	金額 (現行)
オートキャンプ場	1泊	1区画	4,500円	3,700円

エ 九頭竜スキー場

スキーリフト等使用料金の見直し

名称	種類	金額 (改正後)	金額 (現行)
スキーリフト使用料金	1回券	320円	300円
	半日券	2,700円	2,400円
	1日券	4,200円	3,900円
	回数券	3,000円	2,700円
	子供券(小学生以下)	3,000円	2,700円
	特別割引券(50歳以上・身体障害者手帳等所持者)	3,000円	2,700円
	シーズン券	33,000円	30,600円

施行日：令和5年4月1日

議案第29号 越前おおの結ステーション設置条例の一部を改正する条例案

提案理由：越前おおの結ステーションの施設に大手門広場を追加するため

主要内容：施設の区分に大手門広場を追加する。

施行日：令和5年4月1日

議案第30号 大野市高齢者に対するはり・きゅう及びマッサージ療養費の助成に関する条例を廃止する条例案

提案理由：はり・きゅう及びマッサージ療養費の助成について、高齢者の健康増進及び介護予防に関する事業に一本化するため

施行日：令和5年4月1日

議案第31号 大野市過疎地域持続的発展計画の変更について

提案理由：過疎地域の持続的発展を図るための事業を事業計画に追加するため

主要内容：

- (1) 「産業の振興」の事業計画に九頭竜スキー場圧雪車整備を追加
- (2) 「交通手段の整備、交通手段の確保」の事業計画に林道改良事業(橋梁保全)黒谷・河内線1橋を追加
- (3) 「生活環境の整備」の現況及び対策にごみ処理施設に関する事項を加え、事業計画にごみ処理施設改修を追加

議案第 3 2 号 大納辺地に係る総合整備計画の変更について

提案理由：大納辺地に係る総合整備計画における事業費等を変更するため

主な内容：大納辺地に係る辺地計画において、事業費、辺地対策事業債の予定額を令和 4 年度までの実績と令和 5 年度予定を踏まえて変更する。

議案第 3 3 号 大野・勝山地区広域行政事務組合同規約の一部変更について

提案理由：基幹的設備改良事業を行うに当たり、当該事業に係る大野市及び勝山市の負担金の区分を規定するため、同組合同規約の一部を変更することに対する協議について、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議決を経る必要があるため

主な内容：大野市及び勝山市の負担金の分賦割合を定めた別表に、基幹的設備改良事業に係る負担金の区分を新たに設け、両市の負担割合を人口割 1 0 0 % と定める。

変 更 日：令和 5 年 4 月 1 日

議案第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度大野市一般会計補正予算（第 9 号））

提案理由：除排雪に係る経費について、所要の補正措置を行ったため

主な内容：（別紙のとおり）

専決処分日：令和 5 年 2 月 2 日

議案第 3 5 号 損害賠償額の決定について

提案理由：平成の湯で発生した転落事故について、損害賠償の額を決定するため

主な内容：

(1) 損害賠償額 金 8, 4 1 5, 2 9 9 円

(2) 相手方 住所 大阪府池田市
氏名 個人

(3) 損害賠償の原因となる事項

平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日午後 6 時 1 5 分頃、ホテルフレアール和泉に宿泊していた個人が、平成の湯で入浴後、先にホテルに向かった友人を追いかける形で、平成の湯を出発したところ平成の湯の前を流れる深さ 2 m の河川底へ転落し、左大腿骨を骨折した。